

消防計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、『
』の防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減防止をはかることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、『
』に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(防火管理者の権限と業務)

第3条 防火管理者は『
』とし、この計画についての一
切の権限を有すると共に次の業務を行う。

- (1) 消防計画の検討及び変更
 - (2) 通報、消火、避難訓練の計画と実施
 - (3) 建物、火気使用設備器具、電気設備器具等の検査の実施及び不備欠陥事項の改修促進
 - (4) 収容人員の把握と安全管理
 - (5) 非常口、通路等の適正管理
 - (6) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
 - (7) その他防火管理上必要な業務
- 2 防火管理者は、次の事項について消防機関への報告、届出及び連絡を行う。
- (1) 消防計画の提出（変更の都度）
 - (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び諸手続
 - (3) 自衛消防訓練実施時における事前通知及び指導の要請
 - (4) その他防火管理について必要な事項
- 3 防火管理者は、火気の使用について次の事項を行う。
- (1) 喫煙場所の指定
 - (2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定
 - (3) 工事中の火気使用の制限及び立会い
 - (4) 火災警報発令時の火気使用禁止又は制限

第2章 予防管理対策

(火災予防のための組織)

第4条 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、別表1に定める防火管理組織表に基づき火災予防、自主点検、検査を実施する。

(建物内における遵守事項)

第5条 従業員等は、火災予防及び来訪者の安全を確保するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は行わないこと
- (2) 危険物品を持ち込まないこと
- (3) ガスコンロ等の火気使用設備付近は常に整理整頓すること

2 指定場所以外で臨時に火気を使用するときは、防火管理者へ事前に連絡し承認を得なければならない。

3 工事等を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 作業計画を防火管理者に提出し、必要な指示を受けること
- (2) 火気を使用し作業を行う場合は、消火器等を準備すること
- (3) 指定された場所以外で喫煙等を行わないこと
- (4) 作業上危険物を使用する場合はあらかじめ防火管理者の承認を得ること
- (5) 作業時の火気管理は工事責任者が行い、火災予防上の万全を期すこと

(建物等の自主検査)

第6条 建物、火気使用設備器具及び電気設備等の適正な機能を維持するために定期的に点検検査を実施する。

(消防用設備の自主検査)

第7条 防火管理者は、建物内に設置されている消防用設備等の機能等を維持管理するために、定期的に点検を行うものとする。

(消防用設備等の法定点検)

第8条 消防用設備等の法定点検は、次のとおり行うものとする。

- (1) 法定点検は、定期的に行うものとする。
- (2) 点検結果については、記録するとともに、消防用設備等の点検結果を1年に1回 消防署長に報告しなければならない。

(不備欠陥事項の整備)

第9条 防火管理者は、建物及び消防用設備等に不備欠陥事項がある時は、その改修計画をたて早急に改修を行う。

(夜間・休日等における防火管理)

第10条 夜間・休日等における防火管理体制については別表3に定めるとおりとする。

第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防組織)

第11条 自衛消防組織として防火管理者を自衛消防隊長とし。任務分担を別表2のとおり指定する。

(避難経路図等)

第12条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するために消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、店内の見やすい位置に掲示するとともに、従業員に周知徹底しなければならない。

(消防隊への協力)

第13条 自衛消防隊長及び各係員は、現場に到着した消防隊に対し、火元、延焼状況、建物内部の状況、逃げ遅れの有無等の情報提供につとめる。

第4章 震災対策

(地震予防措置)

第14条 防火管理者は地震時の災害を予防するため第2章に基づく各種施設器具の点検にあわせて建物及び建物に付随する施設（窓枠、外壁等）の転倒、落下防止措置を行うもとする。

(地震時の活動)

第15条 地震時の活動に、第3章に定める自衛消防組織によるほか、従業員は来客者に対し身の安全措置をとらせるとともに次の措置を行う。

- (1) 防火管理者は、火気使用設備器具、電気設備等の使用停止措置を行う
- (2) 当建物において火災が発生した場合は、他に優先して消火活動にあたる

(地震後の安全措置)

第16条 防火管理者及び火元責任者は、地震後各種火気使用設備器具や電気設備等を点検するとともにその結果に基づき、安全を確認した後使用を開始する。

第5章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

第17条 防火管理者は、従業員を対象として防災教育を行うものとする。

(教育、訓練の実施)

第18条 防火管理者は、次により各訓練を行うものとする。

対象者	実施回数	内 容
全従業員	1年に2回以上	(1) 消防計画の周知徹底
		(2) 火災予防上の遵守事項
		(3) 従業員各自の任務及び責任の周知徹底
		(4) 震災対策に関する基本的事項
新入社員	その都度	(5) その他火災予防上必要な事項

(訓練の実施報告)

第19条 防火管理者は、訓練を実施するに際し、「訓練等実施計画届出書」により 消防署長に届出し、必要と認められる場合は、消防機関へ指導を要請する

附 則

この消防計画は、 年 月 日から施行する。

別表 1

防火管理組織表

火元責任者（ ）

建物検査係（ ）

建物内外の防火に関して位置、構造等の検査を行う

火気使用設備検査係（ ）

火気使用設備の管理、検査を行う

電気設備検査係（ ）

電気設備の管理、検査を行う

消防用設備の検査（ ）

消防用設備の管理、外観について検査を行う

別表 2

自衛消防隊編成表

自衛消防隊長 ()

(隊長を補佐し指示、命令の伝達にあたる。)

副隊長 ()

(消防機関への通報。消防隊への情報提供にあたる。)

通報連絡係 ()

(避難誘導にあたる。)

避難誘導係 ()

(消火器具を用い消火作業にあたる。)

初期消火係 ()

別表 3

※ 防火管理の委託状況の表については、消防本部により様式があるはずですので、所轄の消防署で確認してください。